



発行 税理士法人 **中央総研**  
 桑名市大福 406-1  
 TEL 0594-23-2448  
 FAX 0594-23-3303  
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com  
 URL: http://mie-cri.com

今月の担当

社員税理士 中保 竜也  
 松岡 優奈

## 日本株、33年ぶりのひのき舞台

### 【はじめに】

夏至（6月21日（水））が過ぎました。  
 これからは、徐々に陽が短くなっていきます。  
**中国の台頭**が気になります。

ちなみに、**国連の通常分担金の負担率**（10年比較）を見てみたいと思います。

2013年			2023年		
1位	米国	22%	1位	米国	22%
2	日本	11	2	中国	15
3	ドイツ	7	3	日本	8
4	フランス	6	4	ドイツ	6
5	英国	5	5	英国	4
6	中国	5	6	フランス	4

中国は、2019年に国連分担金で日本を抜きました。  
 これをきっかけに幹部級ポストにも狙いを定めています。

### 【日本株の爆買】

先月号で述べた通り、株式市場では外国人投資家が4月以降、日本株を爆買いしています。

**株式買越額**は、5月第4週までの9週連続で合計7.4兆円にもなっています。

日経平均株価は、3万3千円台に乗せて、33年ぶりにバブル後の高値を付けています。

外国勢の「日本株投資」と「インバウンド消費」の両者に共通しているのは、「**円安**」で日本がとても「**お買い得**」なことです。

### 【お値打ち価格】

日本の投資家が高値警戒感を抱く上記の3万3千円台という水準は、外国人投資家には「お値打ち価格」です。

何故ならば、ドルが元手の外国人投資家にとって、日本の値札は「**ドル建ての日経平均株価**」です。

そのドル建て日経平均株価が290ドルに迫る過去最高値を付けたのは、2021年2月でした。

その後、円安が進んだ結果、足元ではドル建て日経平均は220ドル台にとどまっています。

従って、外国人投資家にとって「**お値打ち価格**」になるのです。

ニューヨークのビジネスホテル並みの料金で、東京の一流ホテルに泊まれる感覚になります。

「お値打ち価格」とは、こういう感覚ですね。

### 【中国売り・日本買い】

もうひとつ日本勢に見えにくいのは、グローバルな資産配分先として日本が檜舞台（ひのきぶたい）に立ったことです。5月半ばごろから、英国や米国のメディアに「**中国売り・日本買い**」の記事が相次いだ様です。「色あせる星の中国より日の昇る日本を投資家は好む」との記事です。

我々は、本当かな？と疑問に思うところですが、英国や米国のメディアは、G7議長国ニッポンを「中国に代わる投資先」として評価している様です。

### 【経済安全保障の重要性】

米国はソ連崩壊後、経済的なライバルと見なした日本をたたき、中国を投資先と位置付けました。

その中国は今や経済規模が米国の7割に達し、外交・安全保障や先端技術で米国にとって、大きな脅威となってきました。

かつては、日米半導体協定などを通じて、米国が日本を抑えにかかり、日本メーカーは失速しました。

半導体産業の衰退は**日本経済の失われた30年**の象徴とされました。

しかし、経済安全保障の重要性が高まったのを機に、**日本の存在が見直されています**。投資家は、その舞台回しの変化を見逃さない様です。

### 【デフレからの出口】

世界経済に不透明感が漂うなか、**日本の上場企業**は、2022年度に**過去最高益を更新**しました。

今期と来期の純利益も増え、最高益を更新し続ける見通しであります。

経済全体で見ると、30年近く続いた**デフレからの出口**が近づいています。

今年1~3月期のGDPは、実質で前期比1.6%（年率）増えました。

名目で同7.1%増になりました。

**名目GDPは年換算で570兆円と過去最高を更新**しました。

企業の売上も利益も、給与明細も、政府の税収も、そして株価も、経済活動でまず目に入るのは名目値であります。名目値とは実際の金額をいいます。

実質値は物価換算した金額です。

《代表社員 笹谷 俊道》

梅雨も始まり、蚊も増えてきました。最近、常在菌の種類が多い人ほど刺されやすいと解明されました。しかし、逆に刺されにくい人もいますと言われています。どんな人でしょうか。

## 相続時精算課税の改正

改正で使い勝手が良くなる！？

2023 年度の税制改正で相続時精算課税制度に新たに年 110 万円の基礎控除枠が創設されました。

改正により 2024 年 1 月以降の贈与については年 110 万円まで贈与税がかからず、暦年課税のような持ち戻しもないため相続税もかかりません。

### 【現行制度概要】

相続時精算課税制度とは、原則として 60 歳以上の父母又は祖父母などから、18 歳以上の子又は孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度は、累計で 2,500 万円までの贈与財産には贈与税がかからず、超えた部分については一律 20% の贈与税がかかります。ただし、相続が発生した場合には、この制度による生前の贈与財産を全て持ち戻して相続税が課税され贈与税は精算されるため、税金の先送りに過ぎず相続対策にならないこともあります。

### 【改正内容】

相続時精算課税制度を選択している場合、この制度のもと 2024 年 1 月 1 日以降に贈与により取得する財産は以下のように取り扱われます。

	改正内容
特別控除(累計)	2,500 万円まで※改正なし
基礎控除(毎年)	110 万円
贈与税の計算	{(贈与財産額 - 110 万円) - 2,500 万円※} × 20% ※累計 2,500 万円まで
贈与税の申告	贈与財産額が年 110 万円以下は申告不要
相続時	贈与財産のうち年 110 万円までは加算不要

### 【注意点】

相続時精算課税制度を選択した場合は以下の点など注意が必要です。

- ・基礎控除を控除した額は相続財産に加算される
- ・この制度を選択すると暦年贈与には戻れない
- ・小規模宅地等の特例が使えなくなる

### 【メリットが期待できるケース例】

- ・値上がりが見込める財産がある
- ・収益性の高い財産がある
- ・事業承継がある

<中保>

## 労働保険の年度更新

今年も労働保険の年度更新の時期がやってきました。令和 4 年度の雇用保険料が前期と後期で異なるため、確定保険料の算定には注意が必要です。

### 《令和 4 年度確定保険料の算定方法》

- ①確定保険料算定基礎賃金集計表に賃金の総額を記載する。
- ②確定保険料算定基礎賃金集計表に新設された算定内訳欄を使用し、前期後期それぞれの確定保険料を算出する。
- ③年度更新申告書に新設された期間別確定保険料算定内訳欄及び確定保険料算定内訳欄に転記する。

今年の年度更新期間は、6月1日(木)～7月10日(月)です。例年と様式が異なるため、早めに取り組むことをおすすめします。

また、労働保険の対象賃金の範囲についても注意が必要です。労働保険における対象賃金とは、事業主が労働者に対して労働の対価として支払うすべてのものをいいます。対象外賃金となるものの例は下記の通りです。

対象外賃金	内容
役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
出張手当	実費弁償と考えられる手当
勤続報奨金	就業規則・労働協約等の定め
退職金	有無を問わない
休業補償費	労基法第 76 条の規定に基づくもの

特に休業補償費については注意が必要です。休業補償費とは、労働者が業務中に生じたケガや病気で働けなくなった場合に支払われるものです。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、休業手当を支払った事業所も多いかと思いますが、労働者が働ける状態であるにもかかわらず、事業主都合で休ませた場合に支払った休業手当は、労働保険の対象賃金となります。対象賃金の範囲については、厚生労働省のリーフレット等をよく確認するようにしましょう。厚生労働省ホームページより

<松岡>

正解は・・・ストレスのたまっている人！！

人間がイライラしたりストレスが溜まっている時に発する成分が苦手なようです。